

ガイドライン (成案)への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より 得られた示唆、意見等
掲載	1	要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録歴がある	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶要保護児童対策地域協議会は、「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。））」及びその保護者、「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」を支援対象者とするとされている。</p> <p>▶幼少期に身体的虐待や暴力、または性的虐待を受けた経験は、自殺のリスクを顕著に上昇させるとされている。</p>	<p>▶厚生労働省「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」</p> <p>▶Family history of suicide and exposure to interpersonal violence in childhood predict suicide in male suicide attempters.(Rajalin et al., 2013)</p> <p>▶Childhood physical and sexual abuse and lifetime number of suicide attempts: a persistent and theoretically important relationship. (Joiner et al., 2007)</p> <p>▶Interpersonal Violence Scale predicts suicide in suicide attempters. (Jokinen et al., 2010)</p>	-
掲載	2	一時保護された履歴がある	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶緊急保護を行う必要がある場合として、「棄児、迷子、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合」が含まれている。</p> <p>▶アセスメント項目の中において、相談歴の状況例やリスク因子の主な指標例として「虐待による一時保護歴がある」「虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある」が挙げられている。</p> <p>▶幼少期に身体的虐待や暴力、または性的虐待を受けた経験は、自殺のリスクを顕著に上昇させるとされている。</p>	<p>▶厚生労働省「一時保護ガイドライン」</p> <p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶Family history of suicide and exposure to interpersonal violence in childhood predict suicide in male suicide attempters.(Rajalin et al., 2013)</p> <p>▶Childhood physical and sexual abuse and lifetime number of suicide attempts: a persistent and theoretically important relationship. (Joiner et al., 2007)</p> <p>▶Interpersonal Violence Scale predicts suicide in suicide attempters. (Jokinen et al., 2010)</p>	児童相談所がデータを保有しており、連携が困難な事例が存在した。
掲載	3	3～4か月児健診／1歳6か月児健診／3歳児健診を受けた履歴がない	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶アセスメント項目の中において、ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「必要な医療を受けさせない」「乳幼児健診を合理的な理由なく受けさせない」が、発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児健診が未受診」「定期健康診断未受診」が挙げられている。</p> <p>▶虐待対応の手引きの中において、虐待に至るおそれのある要因の例として「乳幼児健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>▶保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「乳幼児健診未受診」が挙げられている。</p>	<p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p>	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。健診の受診歴や予防接種歴の有無について、有効な項目という御意見を頂戴した。（乳児検診の後期（9～10か月）における受診歴や予防接種歴が有効な項目とする実証団体の御意見）
掲載	4	3～4か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶アセスメント項目の中において、ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児の遺棄・置き去り・放置」「時折、大人の監督なく家に放置されている為、安全管理が不十分」が挙げられている。</p> <p>▶「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目でもある。</p>	<p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。（しかし、該当することを示すコードが入っているかどうかは基準/閾値であるため、健診未受診によってこの項目が該当することはない）

ガイドライン (成案)への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より 得られた示唆、意見等
掲載	5	3～4か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。  ▶アセスメント項目の中において、ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「脱水症・栄養失調のため衰弱している」「食事量が不足していることが多く、栄養バランスが適切ではない」が挙げられている。 ▶「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目でもある。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 ▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。（しかし、該当することを示すコードが入っているかどうかは基準/閾値であるため、健診未受診によってこの項目が該当することはない）
掲載	6	3～4か月児／1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。  ▶アセスメント項目の中において、身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「首しめ・布団蒸し・鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為」が挙げられている。 ▶「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目でもある。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 ▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。（しかし、該当することを示すコードが入っているかどうかは基準/閾値であるため、健診未受診によってこの項目が該当することはない）
掲載	7	3～4か月児／1歳6か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。  ▶アセスメント項目の中において、身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「乳幼児揺さぶられ症候群等の虐待による乳幼児頭部外傷疑い」が挙げられている。 ▶次に何か起これば重大な結果が生ずる可能性が高いことの確認項目の例として「シェーキング」が挙げられている。 ▶「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目でもある。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 ▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」） ▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。（しかし、該当することを示すコードが入っているかどうかは基準/閾値であるため、健診未受診によってこの項目が該当することはない）
掲載	8	1歳6か月児／3歳児健診において、低体重であった学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。  ▶アセスメント項目の中において、ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「慢性的な栄養不良や体重増加不良」が、発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「低身長・低体重（医師による診断のみならず、疑いも含む）」「未診断の低身長・低体重」が挙げられている。 ▶虐待の影響と思われる症状が子どもに表れていることや、虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等の確認項目の例として「発育・発達の遅れ」が挙げられている。 ▶ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「極端に痩せている、痩せてきた」が挙げられている。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 ▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」） ▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）	パブリック・コメントより、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得る、との御意見を頂戴した。（しかし、該当することを示すコードが入っているかどうかは基準/閾値であるため、健診未受診によってこの項目が該当することはない） また、システム上で集計をしていない、データを保有していない等の自治体が存在した。

ガイドライン (成案)への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より得られた示唆、意見等
掲載 (要議論)	9	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	<p>※昨年度の検討では発達障がい<sup>1</sup>のこどもを念頭に、発達障がい<sup>2</sup>があり障害者手帳を所持しているこどものうち、療育手帳のみを所持しているこどもは少数であると考え、基本連携データ項目を必要最小限とする観点から、療育手帳の所持は対象としませんでした。</p> <p>また、基本連携データ項目は基準/閾値を基に該当するかどうか定めているため、等級情報などを絡めた複雑な基準/閾値にするのではなく、支援検討時の検討情報とするのがよいと考えています。</p> <p>一方、実証団体より、精神障害者保健福祉手帳だけでなく、身体障害者・療育、自立支援医療証等、その等級についても確認したほうがよいとの御意見を頂戴したため、ガイドライン（成案）に掲載すべきか、また等級等の情報も追加すべきか、御意見を頂戴したいです。</p> <p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶アセスメント項目の中において、発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む）」「障害診断がある」が挙げられている。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある要因の例として「障害児」が挙げられている。</p> <p>▶思春期にASD（自閉症スペクトラム障害）またはID(知的障害)、またはそれらが重複していると、自殺リスクが高まるとされている。</p>	<p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>▶The Importance of Interviewing Adults on the Autism Spectrum About Their Depression and Suicidal Ideation Experiences. (Bennet et al., 2016)</p> <p>▶Suicide ideation and attempts in children with Autism</p>	<p>手帳所持の有無だけではなく、種類（身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の全てを）や等級を確認したほうがよいとの御意見を頂戴した。</p> <p>また、自立支援医療証（精神通院医療）の有無が「精神的に不安定かもしれない保護者を抽出する」ことに活用できるとの御意見を実証団体より頂戴した。</p> <p>一方で実証主体がデータを保有しておらず、連携が困難な事例が存在した。</p>
掲載 (要議論)	10	障害児支援受給者証の発行歴がある	<p>※実証団体より、発行歴だけではなく支援の内容を確認する必要があるとの御意見を頂戴しましたが、基本連携データ項目は基準/閾値を基に該当するかどうか定めているため、等級情報などを絡めた複雑な基準/閾値にするのではなく、支援検討時の検討情報とするのがよいと考えています。</p> <p>ガイドライン（成案）に掲載すべきか、また等級等の情報も追加すべきか、御意見を頂戴したいです。</p> <p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、というこどもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶アセスメント項目の中において、発達及び健康状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む）」「障害診断がある」が挙げられている。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある要因の例として「障害児」が挙げられている。</p> <p>▶思春期にASD（自閉症スペクトラム障害）またはID(知的障害)、またはそれらが重複していると、自殺リスクが高まるとされている。</p>		<p>発行歴だけではなく支援の内容を確認する必要があるとの御意見を頂戴した。</p>

ガイドライン (成案) への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より得られた示唆、意見等
掲載 (要議論)	11	小・中学校の欠席日数が多い	<p>※今年度パブリック・コメントより、欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき、また、欠席や遅刻が多いことには様々な事情があることからすれば、関連性の要件を満たさない疑いがあるのではないかと御意見を頂戴しましたが、その個別の事情にこどもや家庭の潜在的困難との関連性があると考えています。</p> <p>ガイドライン（成案）への掲載要否について、御意見を頂戴したいです。</p> <p>昨年度の検討においては、欠席、遅刻について関連性があると考えており、以下はその検討観点である。</p> <p>欠席： ▶「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「欠席日数」が挙げられている。 ▶いじめのサインを発見するための確認項目として「朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる」が挙げられている。 ▶ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「欠席が多い、不登校」が挙げられている。 ▶ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「登校・登園させない」が挙げられている。</p> <p>遅刻： ▶「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「遅刻」が挙げられている。 ▶いじめのサインを発見するための確認項目として「遅刻や早退がふえた」が挙げられている。 ▶ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「遅刻や早退が多い」が挙げられている。 ▶因子分析の結果、遅刻は虐待に強く関連する因子とされている。</p> <p>※実証団体より、「多子世帯においてきょうだい児の不登校を目前にすると自身も学校を休みがちになる」との御意見を頂戴したが、きょうだい児の状況については、本人の状況と関連性があるとは言い切れないと考えられるため、きょうだい児に関する記載はしない。</p>	<p>▶文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」 ▶文部科学省「いじめのサイン発見シート」 ▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」） ▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p>	<p>パブリック・コメントより、欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき、また、欠席や遅刻が多いことには様々な事情があることからすれば、関連性の要件を満たさない疑いがあるのではないかと、とご意見を頂戴した。実証団体より、「多子世帯においてきょうだい児の不登校を目前にすると自身も学校を休みがちになる」との御意見を頂戴した。</p>
掲載 (要議論)	12	小・中学校の遅刻が多い	<p>▶「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「遅刻」が挙げられている。 ▶いじめのサインを発見するための確認項目として「遅刻や早退がふえた」が挙げられている。 ▶ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「遅刻や早退が多い」が挙げられている。 ▶因子分析の結果、遅刻は虐待に強く関連する因子とされている。</p> <p>※実証団体より、「多子世帯においてきょうだい児の不登校を目前にすると自身も学校を休みがちになる」との御意見を頂戴したが、きょうだい児の状況については、本人の状況と関連性があるとは言い切れないと考えられるため、きょうだい児に関する記載はしない。</p>	<p>▶文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」 ▶文部科学省「いじめのサイン発見シート」 ▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」） ▶学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p>	<p>パブリック・コメントより、欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき、また、欠席や遅刻が多いことには様々な事情があることからすれば、関連性の要件を満たさない疑いがあるのではないかと、とご意見を頂戴した。</p>
掲載	13	こども自身に心身の不調や希死念慮がある	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶希死念慮を持つ思春期前のこどもの約17%が自殺未遂に移行することが示唆されている。 ▶精神状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「リストカットなど自傷行為がある」が挙げられている。</p>	<p>▶Prevalence and Correlates of Suicide and Nonsuicidal Self-injury in Children: A Systematic Review and Meta-analysis. (Liu et al., 2022) ▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p>	<p>アンケートを実施していない、アンケートから測定できない等の御意見を頂戴した。（しかし、文科省の通知（児童生徒の自殺予防に係る取組について）において、早期把握に取り組むことを推進されている項目である。） 出典： <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00007.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00007.htm</a></p>
掲載	14	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある要因の例として「妊婦健診未受診」「母子健康手帳未発行」が挙げられている。 ▶保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「母子健康手帳未発行」が挙げられている。</p>	<p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」 ▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p>	<p>パブリック・コメントより、健診結果が一過性であること、健診受診は任意であること、医療への不信感からの未受診があり得るという御意見を頂戴した。</p>

ガイドライン (成案)への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より 得られた示唆、意見等
掲載	15	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある保護者側の要因の例として「マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況」が挙げられている。</p> <p>▶保護者に虐待につながるリスク要因があることの確認項目の例として「鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ」といった確認項目例が挙げられている。</p> <p>▶日本語版エジンバラ産後うつ病問診票は信頼性と妥当性の観点から有用なスクリーニングツールとして、うつ病の見立てに活用されている。</p> <p>※パブリック・コメントより、「赤ちゃん訪問を入れるべきではないか」との御意見を頂戴したが、産婦の状況についてはEPDSにて評定できるため、赤ちゃん訪問についての記載はしない。</p>	<p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>▶一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」）</p> <p>▶厚生労働省「乳幼児健康診査身体診察マニュアル」</p> <p>▶日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表(EPDS)の信頼性と妥当性（岡野ら, 1996）</p>	<p>点数をデータ管理していない等の実証団体の意見が存在した。</p>
見送り (要議論)	16	当該こどもと同一世帯の者が、身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳を所持している	<p>※実証団体より、保護者の手帳所持の有無は、保護者の養育力や家庭の養育環境を確認する1つの有益な情報として用いている、また、同一世帯の手帳所持者に対する支援を行うことで、こどもの養育環境が改善するケースも存在する、という御意見を頂戴しました。</p> <p>また、ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であることから、障がいのある家族がいること、世話をを行うヤングケアラーの存在には一定の関係があると考えています。</p> <p>一方、パブリック・コメントより、この項目は同一世帯に住む本人以外の者に関する事実であり、関連性があるとは言えない、との御意見も頂戴しましたため、ガイドライン（成案）への掲載要否について、御意見を頂戴したいです。</p> <p>昨年度の検討においては、同一世帯の手帳保持について関連性があると考えており、以下がその検討観点である。</p> <p>▶サポートが必要な家族の有無とその状況に関する確認項目として「障害がある」「精神疾患（疑い含む）がある」が挙げられている。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある保護者側の要因の例として「精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等」が挙げられている。</p>	<p>▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p>	<p>パブリック・コメントより、この項目は同一世帯に住む本人以外の者に関する事実であり、関連性があるとは言えない。項目の事実を基に虐待等の「困難」の存在を評価・決定することは、それら手帳所持者に対する典型的な差別と言えるのではないかと、という御意見を頂戴した。</p> <p>実証団体では、保護者の手帳所持の有無を確認した上で、保護者の養育力や家庭の養育環境を確認する1つの有益な情報として用いているとの御意見、また、同一世帯の手帳所持者に対する支援を行うことで、こどもの養育環境が改善するケースも存在する、という御意見を頂戴した。</p>
掲載	17	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	<p>以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されると考える。</p> <p>▶アセスメント項目として、経済状態の状況例やリスク因子の主な指標例として「生活困窮（その日の生活に困る）」「収入不安定、多額の借金」「生活保護受給」が挙げられている。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。</p> <p>▶サポートが必要な家族の有無とその状況に関する確認項目として「経済的に苦しい」が挙げられている。</p>	<p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」</p> <p>▶「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）</p>	-
掲載	18	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	<p>▶サポートが必要な家族の有無とその状況に関する確認項目として「経済的に苦しい」が挙げられている。</p>		-

ガイドライン (成案) への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的（潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる）との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント／実証団体等より 得られた示唆、意見等
掲載 (新規追加 候補)	-	保健室への来室が多い	<p>※以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されることが、ガイドライン（成案）への掲載要否について、御意見を頂戴したいです。</p> <p>▶表面的には見えにくい経済的な課題を抱えている可能性のあるこどものリスクに「保健室への来室」が示されている。</p> <p>▶不登校(30日以上欠席)のみならず、早退の状況を把握することが望ましいと示されている。</p> <p>▶ヤングケアラーについて、「保健室で過ごすことが多い」という項目について、世話に費やす時間が7時間未満のこどもの回答割合が特に高いことが示されている。</p> <p>※本検討会の議論を踏まえて、地方公共団体が実際に取得可能であるかどうか事務局で確認の上、ガイドライン（成案）への記載を検討する。</p>	<p>▶学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>▶文部科学省「(別添2) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(2019)</p> <p>▶厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(2022)</p>	実証団体より、有効な項目として御意見を頂戴した。
掲載 (新規追加 候補)	-	母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	<p>※以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されることが、ガイドライン（成案）への掲載要否について、御意見を頂戴したいです。</p> <p>▶妊娠期・周産期の母体側の問題について、心中以外の虐待死事例では、第3次報告から第19次報告までの総数で見ると、「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」が、20.5%と報告されている。</p> <p>▶虐待に至るおそれのある要因として、「妊娠の届出が遅い」「母子健康手帳未交付」「妊婦健康診査未受診」「乳幼児健康診査未受診」が挙げられている。</p> <p>※本検討会の議論を踏まえて、地方公共団体が実際に取得可能であるかどうか事務局で確認の上、ガイドライン（成案）への記載を検討する。</p>	<p>▶こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」(2023)</p> <p>▶こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き（令和6年4月 改正版）」(2024)</p>	実証団体より、「届け出が遅い場合、予期せぬ妊娠である可能性がある」との御意見を頂戴した。
掲載 (新規追加 候補)	-	乳幼児健診アンケート「育てにくさを感じる」「しつけのし過ぎ」「感情的にたたいた」	<p>※以下根拠より、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる、ということもデータ連携の目的と関連性があり、また、データ項目単体の困難の蓋然性の高さが推測されることが、ガイドライン（成案）への掲載要否について、御意見を頂戴したいです。</p> <p>▶アセスメント項目として、身体的な状況（身体的虐待）の状況例やリスク因子の主な指標例として「受傷状況不明の骨折」「新旧混在した傷がある」が挙げられている。</p> <p>▶「健やか親子21（第2次）」の指標（子どもを虐待していると思われる親の割合）に基づく必須問診項目である。</p> <p>※本検討会の議論を踏まえて、地方公共団体が実際に取得可能であるかどうか事務局で確認の上、ガイドライン（成案）への記載を検討する。</p>	<p>▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」</p> <p>▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」</p>	実証団体より、「他連携項目同様に子育てに対する困り感を検知する項目である」との御意見を頂戴した。

ガイドライン (成案)への 掲載有無案	ガイド ライン (素案) No.	項目名	根拠 ※こどもデータ連携の目的(潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる)との関連性、及びデータ項目単体で困難の蓋然性の高さが推測されるか	参考文献等	パブリック・コメント/実証団体等より 得られた示唆、意見等
見送り	-	1歳6か月児歯科健診結果／3歳児歯科健診において、「未処置のむし歯」がある学校における児童生徒等の歯科健診において「無処置歯数」がある	虐待、いじめの関連リスクに「健康(う歯・疾病)」が示されているものの、「口腔の偶発的外傷は日常臨床ではしばしばみられる」が、「虐待が疑われる不自然な外傷との区別は困難な場合が多い」ため、未処置の虫歯がある事実単体で虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020) ▶日本小児歯科学会「子ども虐待防止対応ガイドライン」	データを保有していない自治体が存在した。
見送り	-	3～4か月児／1歳6か月児／3歳児健診アンケートにおいて「母親の喫煙」が該当	身体的な状況(身体的虐待)の状況例やリスク因子の主な指標例として「たばこライターなど火の押しつけ」が挙げられているものの、喫煙の事実が指標の行動に必ずしも繋がらず、喫煙と貧困等の困難の間には強い因果関係は認められないため、喫煙の事実のみで虐待や貧困等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」 ▶喫煙・肥満と労働市場成果(森川正之, 2018)	-
見送り	-	各種健診時における睡眠時間	ヤングケアラーの症状として、世話をしていることによる「睡眠が十分に取れない」状態が取り上げられており、虐待の診断の際に「寝つきの良し悪し」「睡眠の深さ等の睡眠の状態」が挙げられているものの、困難の一症状として取り上げられるに留まり、睡眠状態単体で虐待やヤングケアラー等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(2022) ▶厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」	実証団体より、「睡眠時間が規則正しい生活を推測するのに役立つ」との御意見を頂戴した。
見送り	-	保護者自身の被虐待歴	虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されているが、③親の被虐待体験の項目単体で虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでびき(利用解説書改定版)」(2023)	パブリック・コメントにて、有効な項目として御意見を頂戴した。
見送り	-	保護者自身の家庭状況(子育てをサポートしてくれる家族が近くに住んでいるかなどを含む)	「こどもを見守る人が近隣にいないこと」が虐待と関連があることが示されているが、虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されているため、項目単体で虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶Development of a prediction model for child maltreatment recurrence in Japan(Horikawara, 2016) ▶厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでびき(利用解説書改定版)」(2023)	パブリック・コメントにて、有効な項目として御意見を頂戴した。
見送り	-	保護者の婚姻歴	家族形態の状況例やリスク因子の主な指標例として「ひとり親家庭、多子家庭」が挙げられており、ひとり親では、経済的な支援を求める傾向が高いことも指摘されているが、虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されており、婚姻歴単体で①②を推定するのは困難であり、虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでびき(利用解説書改定版)」(2023) ▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」	実証団体より、「家庭構築の傾向を見ることができる」との御意見を頂戴した。
見送り	-	妊娠期における喫煙の有無、服薬の有無	妊婦の喫煙においては、早産、低出生体重・胎児発育遅延、および乳幼児突然死症候群と因果関係があると認められており、妊娠している可能性のある女性が使用するときには特別な注意が必要となる、あるいは使用を避けるべき医薬品が存在するものの、当該項目は困難の一要因として考えられるに留まり、項目単体で発達障がいや虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」 ▶国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業 実践ガイド」 ▶厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」 ▶厚生労働省「妊娠と薬」	実証団体より、「胎児に与える影響があるため、服薬内容によってどのような状態にあったのか推測できる」との御意見を頂戴した。
見送り	-	多子世帯(3人以上)で、出産の間隔が1～2年程度おきの場合	家族形態の状況例やリスク因子の主な指標例として「ひとり親家庭、多子家庭」が挙げられており、多児育児家庭は育児における負担が増すため、ストレスや疲労が蓄積しやすく、地域社会からも孤立する傾向があると挙げられているものの、虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されており、多子世帯である事実単体では虐待等と関連性があるとは言い切れない。	▶厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」 ▶厚生労働省「多胎育児家庭の虐待リスクと家庭訪問型支援の効果等に関する調査研究」	実証団体より、有効な項目として御意見を頂戴した。

**EY | Building a better working world**

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

**EYのコンサルティングサービスについて**

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

**免責事項**

本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とE Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「E Y」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、E Yは一切の責任を負うことはございません。